

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札前審査型・共通事項）により行うものとする。

この入札は、紙入札により執行する。

令和5年9月29日

入札執行者 静岡県立浜松南高等学校長

1-1 公告日 令和5年9月29日

1-2 入札執行者 静岡県立浜松南高等学校長 井口 辰夫

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒432-8056 静岡県浜松市南区米津町961番地

静岡県立浜松南高等学校 事務室 電話 053-441-1486

1-4 工事内容等

入札番号	第 1 号
工事名	令和5年度 静岡県立浜松南高等学校 第一体育館床修繕工事
工事場所	浜松市南区米津町地内
工事概要等	浜松南高等学校第一体育館アリーナ床の陥没箇所を修繕する。 新設鋼製床下地組 87.5m ² 新設大型積層フローリング 117.2m ² 上記に係わる修繕工事一式
工 期	契約締結の翌日から令和6年1月31日限り
使用する主要な資機材	

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事かつA等級に格付けされた者
②許可の種類	建築工事業に係る建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値（条件とする場合）	条件なし
④営業所の所在地（条件とする場合）	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所が浜松土木事務所管内にあること。「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう。

⑤同種工事の施工実績	<p>平成21年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建築一式工事を元請として施工した実績を有すること。（平成21年4月1日以降に完成、引渡し済のものに限る。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と確認ができるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りではない。）また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での工事成績評定が64点以下の場合、同種の工事实績として認めない。</p> <p>※特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。なお、入契法における「特殊法人等」には、国立大学法人は含み、県立大学法人及び県立病院機構は含まない。</p>
⑥配置予定技術者	<p>適正な主任技術者を配置できること。</p> <p>但し、下請契約の合計が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の場合は、監理技術者（監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者）を配置できること。</p> <p>技術者の専任を必要とする場合（請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円以上）は、入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。</p> <p>なお、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者を補佐する者を置き、適正な施工が確保されつつ一定の要件を満たす場合、発注者の判断により、他工事の監理技術者との兼務が可能となる場合がある。</p>
⑦技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること。	<p>1-6の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）。</p>
⑧右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。	<p>該当なし</p>
⑨その他の条件	<p>入札公告「共通事項」2-1記載のとおり</p>

1-6 入札日程

入札参加資格確	公告の日の翌日から令和5年10月3日（火）まで（土曜日及び	入札前審査型・共通
---------	-------------------------------	-----------

認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出	日曜日を除く。）午前9時から午後4時まで（申請書及び資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手435円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参すること。） *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	事項2-2
入札参加資格の確認通知	令和5年10月4日（水）までに郵送により通知する。	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和5年10月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで（契約条項を示す場所）	入札前審査型・共通事項2-4
上記の回答期限	令和5年10月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	入札前審査型・共通事項2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から令和5年10月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。） 数量書：紙 特記仕様書：紙 図面：紙 なお、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事においては、設計書の代わりに数量書を交付する。	入札前審査型・共通事項2-3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日の翌日から令和5年10月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで	入札前審査型・共通事項2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和5年10月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）期間内の午前9時から午後4時まで	入札前審査型・共通事項2-3
上記の回答書縦覧等の期間	令和5年10月4日（水）から令和5年10月10日（火）まで	入札前審査型・共通事項2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書及び工事費積算資料。	入札前審査型・共通事項2-5
入札価格（工事費）内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細	入札前審査型・共通事項2-6

	な項目を記載した内訳書を提出する。	
開札日時	令和5年10月13日（金）午前10時00分	入札前審査型・共通事項2-7

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-7 設計図書等の交付

設計図書等の交付
契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

<縦覧の場合>
契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1-9 その他

調査基準価格（又は最低制限価格）の設定	最低制限価格の設定有 最低制限価格の補正（無）
前払金	請負代金の60%以内（ただし中間前払金20%を含む）
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、 2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISOを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	要
法定外の労災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を 当該工事の請負契約の相手方との随意契約により 締結する予定の有無	無

入札公告（入札前審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
--

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載）
--

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出は紙媒体により持参すること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	様式第2号
入札参加資格の確認	申請書及び資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 指定する期日までに以下の資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに契約条項を示す場所へ提出すること。 1 同種工事の施工実績（様式第3号）（入札参加条件の場合） 2 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第4号） 3 許可等の状況（様式第5号）
同種工事の施工実績の確認 （条件とする場合）	○ 同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 ・ 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札前審査型・個別事項）1-5に記載） ・ 同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定

	点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
配置予定技術者等の資格・施工経験の確認 （参加条件の場合）	<p>○ 様式第4号に1～5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。</p> <p>専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>○ 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する（契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。なお、これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。）。</p> <p>○ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所の専任技術者を確認できる書類（写しで可）） ・ 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し ・ 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し <p>○ 同種工事の施工経験を確認できる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し（ただ

	<p>し、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第4号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等（上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札前審査型・個別事項）1－5に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果（並びに営業所の状況〔県内に営業所があることを条件とする場合〕）を記載すること。
許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類（県内に営業所があることを条件とする場合）を提出
入札参加資格	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し
経営事項審査結果通知書の写し	建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

- ・ 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2－3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載
質問	書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	契約条項を示す場所で縦覧する。

2－4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2－5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
-------	-----------

入札の方法	<p>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。
その他 注意事項	<p>(1) 郵送による入札は認めない。</p> <p>(2) 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。</p>

2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

受付	入札書の提出に準じる。
様式	様式第9号
取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開札	<p>契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。</p>
入札の無効	<p>本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、〔現場説明を行う場合〕〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。</p> <p>低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間</p>

	に、入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。
落札者の決定方法	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。</p> <p>なお、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。</p>

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金 免除。</p> <p>(2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
契約書の作成	<p>契約の締結に当たっては、契約書（仮契約書〔要議決工事の場合〕）を作成しなければならない。</p>
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<p>(1) 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>* 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。</p>
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	<p>事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。</p> <p>(1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）</p>

	<p>(2) 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>(2) 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</p> <p>(3) 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(5) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。</p> <p>(6) 1－5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>(7) 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等級以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。 ・ 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2－8 その他 入札保証金及び契約保証金(2)」参照。 <p>(8) 落札決定後に入札参加停止措置があつた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。</p> <p>イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後</p>

	<p>から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。</p> <p>ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(9) 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。(WTO政府調達協定が適用される場合、(9)の事項は該当しない)</p> <p>(10) 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。</p> <p>(11) その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>
--	---